

霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成22年霧島市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平日の使用料の特例）

3 第7条第1項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの期間における平日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日以外の日をいう。）の多目的ホールの使用料は、次の表のとおりとする。

区分		9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～17時	12時～22時	9時～22時
基本使用料	入場料を徴収しない場合	3,870円	6,450円	6,450円	10,320円	12,900円	16,770円
	入場料を徴収する場合（最	7,740円	12,900円	12,900円	20,640円	25,800円	33,540円

高額が 1,000 円以 下)							
入場料 を徴収 する場 合（最 高額が 1,001 円以 上)	9,680 円	16,130 円	16,130 円	25,800 円	32,250 円	41,930 円	
ステー ジのみ 使用	1 時間につき 1,110 円						

別表の 1 学習、文化施設の表中「210円」を「250円」に、「220円」を「260円」に、「160円」を「140円」に、「320円」を「380円」に改める。

別表の 2 多目的ホールの表を次のように改める。

2 多目的ホール

区分	9 時～12 時	12 時～17 時	17 時～22 時	9 時～17 時	12 時～22 時	9 時～22 時
基本 使用 料						
入場料 を徴収 しない 場合	4,620 円	7,700 円	7,700 円	12,320 円	15,400 円	20,020 円
入場料 を徴収 する場 合（最 高額が 1,000 円以 下)	9,240 円	15,400 円	15,400 円	24,640 円	30,800 円	40,040 円
入場料 を徴収 する場	11,550 円	19,250 円	19,250 円	30,800 円	38,500 円	50,050 円

合（最 高額が 1,001 円以 上）							
ステー ジのみ 使用	1時間につき 1,330円						

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。